

「国民投票阻む狙いか」 衆院憲法審で可決 自民、立民の「主張」警戒

2021-05-07・東京朝刊・総合2面

憲法改正手続きに関する国民投票法改正案が6日、立憲民主党が求めた修正を踏まえて衆院憲法審査会で可決され、今国会で成立する運びとなった。ただ、立民は修正部分の扱いについて独自の主張を展開しており、自民党など憲法改正の必要性を共有する政党は「国民投票の実現を阻む狙いがあるのではないか」と警戒を強めている。（内藤慎二）



立民が求めた修正は、国民投票を行う際のCMの制限・規制について「3年を目途」に「検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」としている。しかし、6日の衆院憲法審では、修正や国民投票の在り方をめぐり、立民と他党との溝が浮き彫りとなった。

立民の今井雅人氏は「形式的には改正後の国民投票法などのもとの国民投票を行うことは可能だ。しかし、これだけ課題が残されている以上、実施することがあってはならない」と訴えた。同党の奥野総一郎氏も「公平さを確保するための措置がなされるまでは、憲法改正の発議はできないと解すべきだ」と強調した。

これに対し、自民の中谷元・元防衛相は「（改正案の修正部分は）憲法本体の議論や憲法改正の発議を妨げるものではない」と述べ、改憲は立民の修正に左右されないとクギを刺した。

憲法改正の必要性を訴えている他の政党も、立民の動きに戸惑いを隠さない。

公明の国重徹氏は、憲法に明記されている国会議員の任期をめぐり、緊急時に限り延長できるようにすべきかどうか議論が重要だと指摘。「緊急事態だからといって議論もなく、超法規的に対応してしまうような態度は立憲主義に対する挑戦としか言いようがない」とも述べ、野党筆頭幹事を務める立民の山花郁夫氏に見解を求めた。

また、日本維新の会の馬場伸幸幹事長は6日、採決に先立ち自民の二階俊博幹事長と会談し、立民の修正について「施行後『3年』という具体的な期限を設けて検討を求める内容で、その間は憲法改正に向けた国会の発議権が制限されているとの誤解を招きかねない」と懸念を伝えた。

(c) The Sankei Shimbun & SANKEI DIGITAL All rights reserved.